

一般社団法人防衛施設強靱化推進協会支部規程

(総則)

第1条 一般社団法人防衛施設強靱化推進協会（以下「本会」という。）定款第2条第2項に定める支部の設置は、この規程の定めるところによる。

(設置及び構成)

第2条 支部の名称、位置及び活動区域は、次のとおりとする。

名称	事務所	活動区域
沖縄支部	沖縄県那覇市久茂地三丁目21番1号 (株式会社國場組社内)	沖縄防衛局が管轄する区域

- 2 支部は、前項に定める活動区域に本店、支店、営業所等の活動拠点を有する本部会員で当該区域での活動を希望して本会の事務局に登録した会員、及び当該活動区域での活動を希望する法人又は団体で定款第5条第1項第2号の支部会員として本会の理事会（以下「理事会」という。）の承認を得た会員（以下「支部会員」という。）をもって組織する。
- 3 上記以外については、各地区の申込状況等を踏まえ、今後、定めるものとする。

(支部の事業)

第3条 支部は、前条に定める区域内及び定款第4条に定める事業の範囲内で、以下の事業を行うものとする。

- (1) 当該支部を管轄する防衛局等との意見交換会
 - (2) 支部会員向けの防衛施設の見学会
 - (3) 支部会員向けの防衛施設に係る講習会、講演会
 - (4) 支部会員向けの研修会（コンプライアンス研修等）
 - (5) 前各号の業務の実施のために必要な業務
- 2 前項各号に定める事業に関して支部が金100万円以上の契約を締結するには、事前に本部の承認を要するものとする。

(支部の役員)

第4条 支部に支部長を置く。

- 2 支部には、次の役員を置くことができる。
 - (1) 副支部長 10名以内
 - (2) 支部事務局長 1名
 - (3) 支部幹事 10名以内
 - (4) 支部監事 2名以内

なお、副支部長、支部事務局長、支部幹事は、兼務できるものとする。

- 3 支部長は、第2条第2項に定める会員の中から互選し、本会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。副支部長、支部事務局長、支部幹事、及び支部監事については、支部長が選定し、支部総会において承認する。
- 4 第1項及び第2項に掲げる役員（以下「支部役員」という。）は、無報酬とする。
- 5 支部役員には、第3条の事業を執行するために必要な費用を支弁することができる。
- 6 支部役員の任期及び解任については、定款第25条及び第26条の規定を準用する。このとき、総会は支部総会と読み替えるものとする。

(支部役員の仕事)

第5条 支部長は支部を代表し、支部の会務を総括する。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときは支部長の職務を代行する。
- 3 支部事務局長は、支部長及び副支部長を補佐し、支部運営に必要な事務全般を担当する。
- 4 支部幹事は、支部長、副支部長及び支部事務局長を補佐し、支部運営に必要な事務を分掌し処理する。
- 5 支部監事は、支部の会計監査を担当する。

(支部の会議)

第6条 支部総会は、第2条第2項に定める会員をもって構成する。

- 2 支部長は、年度当初に支部総会を開催するものとする。
- 3 支部長は、必要と認めたとき、臨時に支部総会を開催することができる。
- 4 第2条第2項に定める会員は、支部総会に出席し意見を述べることができる。
- 5 支部長は、支部役員による会議を定例的に開催するものとする。また、支部長が必要と認めたときこれを開催することができる。
- 6 支部長は、支部総会及び支部役員等による会議（以下「支部の会議」という。）を開催する場合、事前に会長に対し、日程等を報告しなければならない。
- 7 前項の報告を受けた会長は、本会の役員等を支部の会議（オンラインを含む）に出席させることができる。
- 8 支部長は、支部の会議終了後、議事録を作成し、速やかに会長に報告しなければならない。

(支部の出納処理)

第7条 支部長は、支部の出納事務担当者を指名することができる。

- 2 支部の出納事務担当者は、支部長の指示に基づき、支部における金銭の出納、収納及び保管を行う。

(本部事務局への報告)

第8条 支部長は、毎年、本部事務局から指示された期日までに次の書類を会長（本部事務局気付）に提出しなければならない。

(1) 翌事業年度分の事業計画案及び収支予算案

(2) 事業報告案及び計算書類（正味財産増減計算書、貸借対照表）案並びに財産目録案

- 2 支部は、毎月所定の様式により、資金の出納実績等を本部事務局へ報告しなければならない。
- 3 支部は、会長から指示があったとき、又はその他別に定める本会の規則等に定めるところにより、適宜、報告をしなければならない。

(支部への支給)

第9条 支部には、毎年3月末現在における当該支部会員数に応じた金額（支部会員の会費の50%）を支給する。

- 2 支部長は、必要と判断した場合には第2条第2項に定める会員から支部運営費を徴収することができる。

(監査)

第10条 支部は、定款第21条第1項第2号の監事による内部監査の実施を拒むことはできない。

2 被監査部署となる支部は、円滑かつ効果的な内部監査が実施できるように、積極的に監査に協力しなければならない。

(コンプライアンスの確保)

第11条 支部会員は、本会のコンプライアンス遵守体制規則、行動規範、及び行動規範違反会員に対する措置規則を遵守しなければならない。

2 支部役員は、コンプライアンス部が実施する研修を可能な限り受講しなければならない。支部長から受講の要請があった場合は、特段の理由がない限り、これを受講しなければならない。

3 当該支部会員数が30を超える支部においては、弁護士法第8条に定める弁護士名簿に登録された者に相談等できる体制を構築しなければならない。

(解散)

第12条 支部が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって、当該支部を解散するものとする。

一 本会の定款、規則等、総会又は理事会の議決に違反したとき。

二 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(補足)

第13条 この規程に定めのない事項については、理事会への報告及び承認を得た上で、各支部長が定めるものとする。

2 支部長は、支部の事業活動が創造的かつ積極的に実施されるよう、必要に応じて、会長に協力を要請することができる。

(変更)

第14条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規則は、2024年11月19日から施行する。(2024年11月18日理事会議決)